

短期入所生活介護施設 光葉園 重要事項説明書

1. 短期入所生活介護施設 光葉園の概要

(1) 当施設の概要

施設名	短期入所生活介護施設 光葉園
所在地	青森県八戸市大字鮫町字金屎35-90
電話番号	0178-33-5426
FAX番号	0178-32-1120
指定年月日	平成12年4月1日
事業所番号	0270302136

(2) 当施設の職員体制 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	資 格	常勤換算	指定基準	業 務 内 容
施設長	福祉施設士	1名(兼務)	1名	施設業務の統括管理
医師	医師	1名(非常勤)	1名	ご利用者の健康管理
生活相談員	社会福祉士	1名以上	1名以上	ご利用者及びご家族の相談援助業務等
	介護福祉士			
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	1名	施設サービス計画の作成等
栄養士	管理栄養士	1名以上	1名	食品衛生管理及び栄養指導
事務職員		2名以上(兼務)	-	事務・庶務一般
看護職員	正看護師	3名以上	3名	医師の診察補助及びご利用者の保健衛生管理
	准看護師			
	派遣正看護師			
	看護助手	-	-	看護師補助
機能訓練指導員	看護師	1名(兼務)	1名	入所者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する
介護職員	介護福祉士	20名以上	20名以上	ご利用者の日常生活介護
	ヘルパー2級 初任者研修修了			
	認知症基礎研修修了			
	介護助手	-	-	介護福祉士補助

<主な職種の勤務体制>

医 師	毎週火・金 13:00～14:00	介護職員	早番	6:30～15:30	
生活相談員	8:30～17:30		日勤1	8:00～17:00	
介護支援専門員	8:30～17:30		日勤2	8:30～17:30	
栄 養 士	9:30～18:30		日勤3	9:00～18:00	
機能訓練指導員	8:00～17:00		日勤4	9:30～18:30	
事務職員	8:30～17:30		遅番	10:00～19:00	
看護職員	早番		7:00～16:00	遅番2	11:00～20:00
	日勤		8:30～17:30	夜勤	17:00～10:00
	遅番	9:30～18:30			

(3) 当施設の設備の概要

定 員	10名	静 養 室	1室 2床
居 室	4人部屋 1室1床 (1室45.50㎡) 1人部屋 9室 (1室 14.625㎡～17.4872㎡)	医 務 室	1室
		機能訓練室	62.68㎡
		食 堂	152.04㎡
浴 室	一般浴槽室 42.39㎡	特殊浴槽室	47.53㎡

2. 当施設の特徴等

(1) 理念

こころのケア（心を大切にし、心を通わせるケア、心を込めたケア）

利用者（入居者・家族）を、共に生きる人間として尊重し、自ら生活しようとする者の援助者として、安心できる生活の場の提供と喜びを共有していきます。

(2) 運営の方針

要介護状態となった場合においても、そのご利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう援助を行い、また家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

(3) サービス利用のために（注：要介護1以上の方が利用の対象となります）

施設サービス計画	ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止のため、短期入所生活介護計画に基づき、必要な援助を行います。また、居宅介護支援事業者その他サービス事業者、関係市町村と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
変更の申し込み方法	担当職員にご連絡下さい。

身体拘束	当施設は、ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、やむを得ずまたは医師の指示により身体拘束を行う場合は、最小限の身体拘束とし、ご利用者またはそのご家族へ説明し、同意を得るものとします。また施設内の「身体拘束廃止・虐待防止委員会」にて早期解除を目標に、鋭意検討を行います。
身体拘束に属さない見守り態勢	当施設では、体動を察知し早期訪室確認の為、コールマット・タッチセンサー・ammsセンサーを使用する場合がございます。 使用する必要がある際は、ご家族様に連絡し、ご説明させていただきます。
高齢者虐待防止	当施設は、高齢者虐待の発生を防止する取組みとして、担当者の選定、高齢者虐待防止の指針の整備、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の定期的な開催、職員に対する園内研修の定期的実施等、必要な措置を講じています。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

面会	午前8：30～午後8：00
外出	外出の際には、行き先や帰宅時間等を所定の用紙にご記入のうえ、必ず職員にお声掛け下さいますよう、お願いいたします。
喫煙	全館禁煙です。
所持品の持ち込み	お持込みされる際は、必ず職員にお声がけ下さい。内容を確認致します。
設備・器具の利用	スタッフルーム内職員に声をかけてから使用して下さい。
禁止事項	けんかや口論、泥酔等他の利用者に迷惑をかける行為はご遠慮願います。また営利行為・宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこともご遠慮いただきます。

3. サービスの内容（介護保険対象内）

サービス	内容
食事	適切な栄養量及び嗜好に合わせた対応で、適時適温で提供するよう栄養士が管理しています。外出等による時間変更が必要な際はご相談ください。 朝食 7：30 昼食 12：30 夕食 18：00
入浴	週に2回入浴していただきます。健康状態に応じて入浴方法の変更、または清拭となる場合もあります。
生活相談	日常生活に関してご不明な点等ございましたら、生活相談員にご相談下さい。
機能訓練	リハビリ担当職員を配置し実施することにより、機能回復の促進、及び機能低下の予防に努めます。
介護	ご利用者の生活全般のお世話をさせていただきます。

排 泄 介 護	ご利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、オムツを使用しなければならないご利用者のおむつを適切に取り替えます。
健 康 管 理	常勤看護師、看護職員を3名以上配置することによりご利用者の健康管理、緊急の対応に努めます。
レクリエーション	担当者を配置することにより日常生活に変化を持てるよう援助します。
看護職員と 介護職員との 連携による 医療的ケア	<p>口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という。） 経管栄養はこれまで医師や看護師でなければ実施出来ない行為として法律に定められていましたが医療的ケアを必要とする方々が増え続けている為、医師や看護師だけではまかないきれないようになってきました。そこで平成24年4月から環境が整った施設等であれば研修を受けた介護職員も「たんの吸引等」を実施出来ることになりました。</p> <p>① 対象となる医療的ケアの範囲は、口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）と胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）です。</p> <p>② 介護職員が医療的ケアを実施するにあたっては、厚生労働省の通達要件を満たすよう以下の対応します。</p> <p>（ア） 嘱託医から看護職員への指示を受け、看護職員と介護職員が連携・協働し、実施計画書の作成を行い、医療関係者による適切な医学管理を行います。</p> <p>（イ） 安全性確保のための委員会の設置やマニュアルの整備など体制を整えます。</p> <p>（ウ） 医療的ケアの水準を確保するために、継続的な研修・指導を行います。</p> <p>（エ） 実際に医療的ケアが必要になった方には、実施体制を説明した上で介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、同意を得た上で実施します。</p>

4. 通常を送迎実施地域

八戸市 階上町

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

施設への入所契約が完了した後、サービス開始となります。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

- ・退所を希望する前日までに施設に通知した場合
- ・施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合
- ・施設が守秘義務違反した場合
- ・施設が故意または重大な過失により契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

②事業者からの終了

- ・ご契約者・ご利用者が故意に不実の告知を行い、契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらずその催告した日から14日以内に支払われない場合
- ・ご利用者が故意または重大な過失により生命・身体・財物・信用等を傷つける等この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

③その他の事由による終了

- ・施設が解散命令を受けた場合、破産等やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ・施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ・ご利用者が介護認定で自立または要支援と判定された場合
- ・ご利用者が死亡した場合

(3) 契約の終了に伴う援助

ご利用者が正当な事由により契約を終了する場合には、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. サービス内容に関する苦情

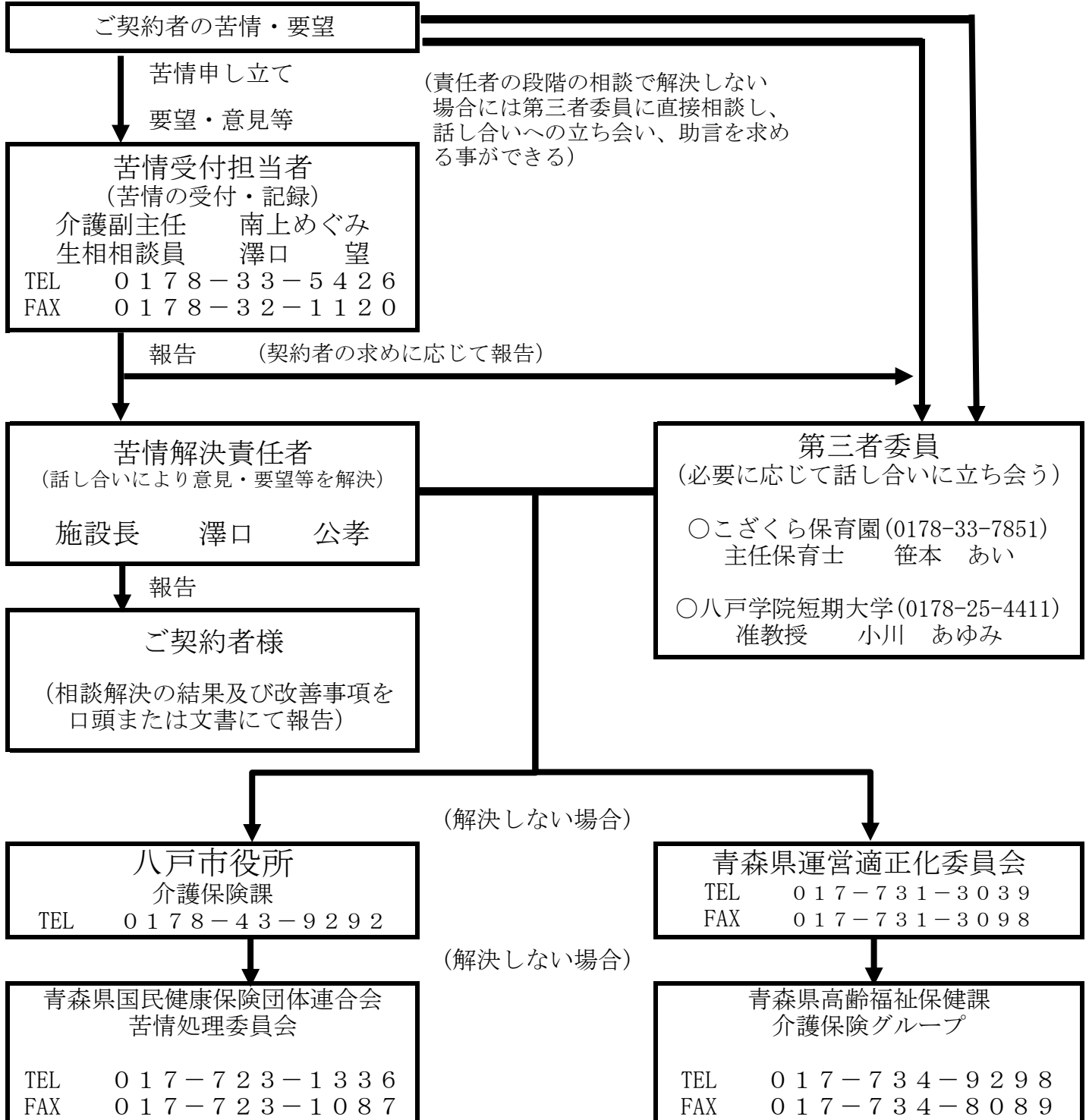
当施設では苦情の受付を生活相談員が承りますので、お気軽にご相談ください。

また、応接室前に苦情受付箱を設置しておりますので、あわせてご利用をお願い致します。

なお、当園は以下の体制で苦情・要望に対する第三者委員を設置しております。

苦情解決責任者	光葉園 総合施設長	澤口 公孝
苦情受付担当者	光葉園 介護副主任 生活相談員	南上 めぐみ 澤口 望
第三者委員	こざくら保育園 主任保育士 八戸学院短期大学 准教授	笹本 あい 小川 あゆみ

(苦情等の内容の確認・報告を受けた旨の通知)



7. 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

①防火管理者は事業所防火管理者資格を有する職員を当て、火元責任者には事業所職員を当てます。

②始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。

③非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託していますが、点検の際は防火管理者が立ち会っています。

④非常災害設備は常に稼働できる状態にしておきます。

⑤火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

⑥防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練、不審者対策訓練を実施します。

- ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難等） 年1回以上
- ・ご利用者を含めた総合訓練 年1回以上
- ・非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、嘱託医、救急隊、ご家族へ連絡する等必要な措置を講じます。

嘱託医：春日井内科医院

協力病院：総合リハビリ美保野病院 はちのへ99クリニック 八戸クリニック皮膚科
米沢歯科医院

9. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償します。当施設は「あいおいニッセイ同和損害保(株)」と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. 秘密の保持について

当施設の従業者は、業務上知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容としています。

- (1) 当施設はご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者またはご家族の個人情報を用います。

11. その他施設の運営に関する重要事項について

- (1) 当施設は、従業者の資質向上のため年1回以上の研修の機会を設けます。
- (2) 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりです。

①給食業務 日清医療食品株式会社 東北支店

②洗濯・リネン業務 ワタキューセイモア 八戸営業所

- (3) 当施設は、ご利用者の施設サービス提供に関し、施設サービス計画書、介護記録、機能訓練記録、その他必要な記録を整備しています。ご利用者またはご契約者からこれらの記録の閲覧またはコピーを求められた場合は、原則として一部これに応じます。ただし、その他のご家族・第三者からの請求については、ご利用者またはご契約者の同意が得られない場合は、これに応じません。

なお、これらの記録は最終利用日から5年間保管します。

- (4) 当社会福祉法人みろく会の法令遵守責任者は理事長澤口公孝とする。

12. 利用料金

別紙利用料金説明書をご覧ください。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、ご契約者・ご利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みろく会
所在地 八戸市大字鮫町字金屎 35-90
指定短期入所生活介護施設
名称 短期入所生活介護施設 光葉園
説明者名 短期入所担当 荒田 さおり 印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。施設利用契約に同意いたします。

ご契約者 住所
氏名 印

ご利用者 氏名 印